

税のたより

第350号(令和6年2月1日)

編集兼発行

京都市上京区油小路通元誓願寺下頭町490

公益社団法人 上京納税協会

上京納税貯蓄組合連合会

ご入会の手続き

上京納税協会の窓口にある「入会申込書」に記入していただくか、ホームページからご入会いただけます。

会費は、法人・個人別に決められています。
※詳しくは、窓口又はお電話でお尋ねください。

ご入会のお申込みはこちら

携帯電話、スマートフォンで右記の
二次元コードまたは、
下記のURLへアクセスしてください。



<https://www.nk-net.co.jp/kyokai/nyukai/top/08201>

所得税及び復興特別所得税の確定申告の 相談及び申告書の受付は

2月16日～
3月15日です



令和5年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告の受付は令和6年3月15日までです。申告期限間近になりますと税務署は大変混雑することが予想されますので、確定申告はできるだけ早めにお済ませください。

還付を受けるための申告は、2月16日より前でも受け付けています。

期限内に申告や納税をしなかったり、間違った申告をしますと、後で不足の税金を納めなければならないだけでなく、加算税や延滞税を納めなければならないこととなりますのでお気をつけください。

なお、申告を行う必要のない人でも、個人事業税、個人住民税の申告は必要な場合がありますので、ご注意ください。

確定申告 特集ページの開設

1月には、
国税庁ホームページに
「確定申告特集ページ」が
開設されます。
適正な申告のため、
ぜひご利用ください。

消費税及び地方消費税の 確定申告・納付もお忘れなく

個人事業者の令和5年分の消費税及び地方消費税の確定申告・納付の期限は、
令和6年4月1日となっています。

ご準備はお早めをお願いします。

贈与税の申告及び 納付期限は3月15日です

令和5年分の贈与税の申告受付は、令和6年
2月1日から3月15日までです。

納税も申告期限と同じ日までにしなければなりません。贈与税額が10万円を超え、かつ、金銭で一時に納付することが困難な場合は、5年以内の年賦で納める延納の制度があります。

確定申告会場(西陣織会館)への来場を検討されている方へ

○ 会場は大変混雑しますので、「ご自宅からの e-Tax」をご検討ください。

詳しくは「確定申告書等作成コーナー」をご覧ください。



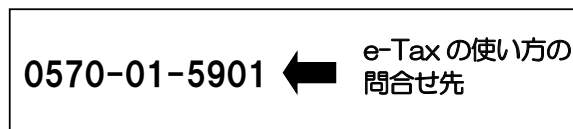
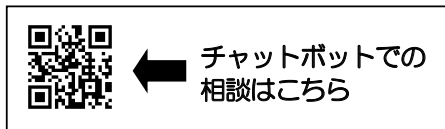
👉 確定申告書の作成方法や送信方法は動画でチェック！



☆確定申告書等作成コーナーを利用した入力方法、消費税の申告書作成手順(2割特例※)などの動画をご案内しています。

※2割特例とは、インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者となった事業者の方を対象に、消費税の納付税額を売上に係る消費税額の2割とすることができる特例です。(令和8年分の申告まで適用可能。)

申告の相談は自宅からチャットボットでも可能です。e-Tax で分からないことがある場合についても電話でお尋ねいただけますので、ぜひチャレンジしてください。



○ 確定申告会場への入場には「入場整理券」が必要です。

会場の混雑緩和のため、確定申告会場への入場には「入場整理券」が必要です（作成済の申告書等は郵送または税務署の窓口に提出願います。なお、記載内容の審査は提出後に行います。）。

入場整理券の配付方法は次のとおりです。

① 確定申告会場当日配付(16時まで)

配付状況に応じて、早めに配付を終了する場合がありますので、ご了承ください。

なお、配付状況は国税庁ホームページから確認できます。

② LINE を通じたオンライン事前発行

国税庁のLINE 公式アカウントから事前に取得できます



☆確定申告会場にお越しの際は、スマートフォン、マイナンバーカードと2種類の暗証番号（利用者証明用（数字4桁）、及び署名用電子証明書（英数字6～16桁））をご準備ください。

☆マイナンバーカードをお持ちでない方のうち、昨年以前に税務署や確定申告会場で「ID・PW」（ID・パスワード）の発行を受けられている方は、「ID・PW」をご持参ください。

こんな方は確定申告の必要があります

事業所得や 不動産所得 などがある人

令和5年分の事業所得などの各種の所得金額の合計額から、雑損控除などの所得控除の合計額を差し引き、その残額を基にして算出した税額が、配当控除額や年末調整の際に控除を受けた住宅借入金等特別控除額の合計額を超える人は確定申告が必要です。

土地や建物などを譲渡した人

令和5年中に土地や借地権、建物などを売って所得を得た人は、それらの所得（分離課税の譲渡所得）について、事業所得などとは分離して税額を計算します。

この場合には、申告書第一表及び第二表のほかに第三表（分離課税用）を用い、事業所得などその他の所得も合わせて、確定申告をします。

土地や建物を買った年の1月1日現在で、その土地や建物の所有期間が5年を超えていれば長期譲渡所得に、5年以下なら短期譲渡所得になり、それぞれ別の方法で税額を計算します。

自分が住んでいる家と敷地を売った場合や、以前に住んでいた家と敷地を住まなくなった日から3年を経過する日の属する年の12月31日まで売った場合には、一定の条件の下、税負担が軽減される特例があります。

※なお、申告書には個人番号（マイナンバー）の記載が必要です（青色申告決算書、収支内訳書、計算明細書の申告書添付書類については、個人番号の記載は不要です）。また、申告書提出の際、本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。

還付申告について

確定申告をしなくてもよい人でも、源泉徴収税額や予定納税額が納めすぎとなっている人や、給与所得者で医療費控除、寄附金控除、住宅借入金等特別控除、雑損控除などの適用を受けようとする人は還付申告をすることができます。

損失申告について

令和5年中の所得金額の合計額が赤字になるなどの理由で、純損失や雑損失の繰越控除、純損失の繰戻しによる還付を受けようとする人は、損失申告をすることができます。

所得税及び復興特別所得税と消費税及び地方消費税の納付については振替納税の方法があります。

振替納税をご利用の方は、ご指定の金融機関の預金口座から通知書の金額が引き落とされます。

便利で安全・確実な振替納税をぜひご利用ください。

手続は簡単です。税務署又は取引金融機関にお申し込みください。

振替日は、所得税が令和6年4月23日、消費税が令和6年4月30日ですので、その日までに納税額に見合う預金をご準備ください。

消費税及び地方消費税の確定申告と納税はお早めに

消費税及び地方消費税は、所得税と同様に、納税者の方が自分で税額を計算して申告と納税を行う「申告納税制度」が採られています。

消費税の確定申告をする必要がある方は、同じ申告書用紙で地方消費税の確定申告もすることになります。

令和5年分の申告と納税は令和6年4月1日までとなっていますが、3月に入りますと、税務署の窓口は大変混雑しますので、お早めにお済ませください。

申告・納付などについておわかりにならない点がありましたら、お近くの納税協会までお気軽にお尋ねください。

また、消費税及び地方消費税の申告に当たっては、次のような計算表が国税庁のホームページなどに準備されていますので、利用されると便利です。

●課税取引金額計算表

・事業所得用 ・不動産所得用 ・農業所得用

●課税売上高計算表

●課税仕入高計算表

なお、これらの計算表は、消費税及び地方消費税の確定申告書に添付する必要はありません。



新規加入会員のご紹介

(令和4年12月1日～令和5年12月31日入会)



(法人)

(個人)

法人名
株式会社 アーボプラス
株式会社 五
株式会社 おまめ
株式会社 乙訓建工
キューブコンセプト 株式会社
キョウリンク 株式会社
有限会社 くぼ瓦店
株式会社 コーヨー電工
タカショウ建設 株式会社
株式会社 T L C
株式会社 1 2
株式会社 ハウジング北野
合同会社 一口屋
株式会社 宮帯出版社
株式会社 山口安

合計15社

事業所名等	代表者名
	岡地 毅
	奥村 篤史
北村会計事務所	北村 建児
行政書士 北川秀樹事務所	北川 秀樹
小林一理税理士事務所	小林 一理
ことばポケット	古村 由紀
	田村 一郎
	中島 博美
	中村 珠美
服部工務店	服部 健太
	藤田 一裕
むぎなわ庵	宮川 一美
勝ふみ	山口 さちみ

合計13名

- 令和5年度中に、公益社団法人上京納税協会へご入会頂きました会員の皆様をご紹介させていただきます。
- 法人会員15社、個人会員13名の皆様から公益社団法人上京納税協会にご入会頂きました。
新入会員の皆様、これからもよろしくお願い致します。



上京納税協会年会費の口座振替へのおすすめ！

令和3年度より開始しております、NSS口座振替方式での年会費の口座振替を利用される会員様が増えてきております。

今までの取扱銀行に加え、ゆうちょ銀行やJAバンク、更には、楽天銀行等のネット銀行等、ほとんどの金融機関が利用可能となっており、大変便利になりました。ぜひ、NSS口座振替へ切替えをご検討の上、お手続きをお願いします。

※ 手続き方法は、上京納税協会ホームページ又は、事務局までお問合せ下さい。
口座振替依頼書等の関係用紙と返信用封筒をお送りいたします。

(手続き方法等)

①【預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書 提出締切日】

令和6年3月29日(金)

- ・締切日までに、同封の封筒にて返信下さい。
- ※令和6年分の会費の処理上、上記の日までに提出をお願いします。
- ・記入見本を参考にご記入下さい。
- ・訂正は銀行届出印をお願いします。



②【口座引落日】

令和6年6月27日(木)

- ・振替日が金融機関休業日の場合、翌営業日が振替日となります。
- ・振替金は振替日の前日までに指定口座に準備下さい。
- ・4月頃に事前通知として、「口座振替のお知らせ」を送付し、振替日後に領収書を兼ねた事後通知ハガキを送付いたします。

③【通帳印字】

- ・『NSS. ノウゼイキョウカイヒ』と記帳されます。

(お知らせ)

令和6年度の振替日は、旧FD口座振替については 6月12日(水)です。

NSS口座振替については 6月27日(木)です。

なお、役員の方は、会費と役員特別会費を合算した金額が口座振替となります。

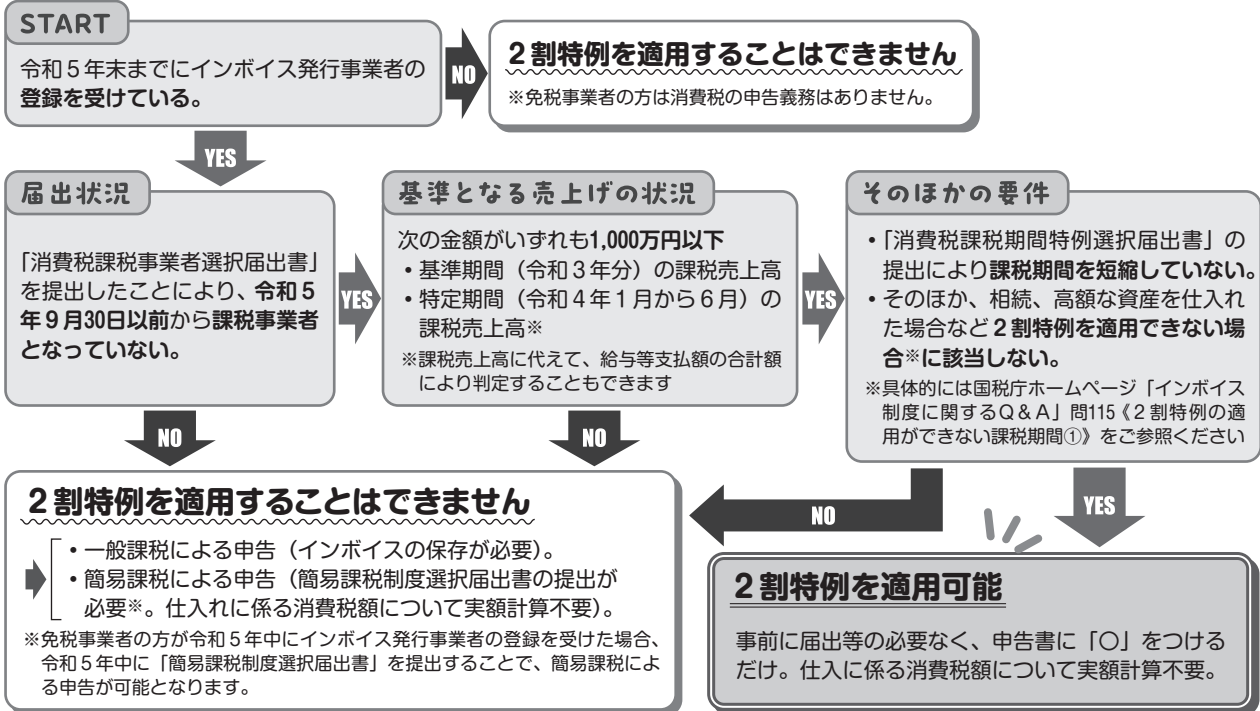
【上京納税協会事務局 電話：075-451-2608 メール：kamigy@nk-net.co.jp】

インボイス制度における「2割特例」について

インボイス制度における2割特例とは

インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者となった事業者の方を対象に、消費税の納付税額を売上に係る消費税額の2割とすることができる特例です。一般課税、簡易課税のどちらを選択している場合も、事前の届出なしに、2割特例の適用を受ける旨を申告書に付記することで適用できます。令和5年分（登録日～12月）から令和8年分の申告まで、適用が可能です。

「2割特例」適用可否フローチャート



（出典：国税庁資料一部改変）

2割特例適用上の注意

- 2割特例を適用して消費税の申告を行う場合には、課税売上げに係る消費税額に80%を掛けて、課税売上げに係る消費税額から控除する消費税額を計算します。したがって、実際の課税仕入れ等に係る消費税額を計算する必要はありませんが、課税売上げについて、税率の異なるごとに区分して集計する必要があります。
- 2割特例を適用し（又は適用せずに）、消費税の申告を行った場合には、その後、その申告について修正申告や更正の請求により、2割特例を適用しないこととする（又は適用する）ことはできません。

2割特例を適用できなくなった場合の簡易課税制度の選択

2割特例を適用できなくなった場合など、2割特例を適用した課税期間の翌課税期間から簡易課税制度を選択する場合には、適用を受けたい課税期間の末日までに消費税簡易課税制度選択届出書を提出することで、簡易課税制度を適用できる特例が設けられています。



※原則的な消費税簡易課税制度選択届出書の提出期限は、適用を受けようとする課税期間の初日の前日となります。

（出典：国税庁資料）

令和5年分 消費税及び地方消費税の申告・納付

■ 消費税及び地方消費税の申告・納付が必要な方

- ① インボイス発行事業者の登録をされている方
- ② 基準期間（令和3年分）の課税売上高が1,000万円を超える方（※）
もしくは特定期間（令和4年1月1日～6月30日）における課税売上高が1,000万円を超える方（※）
※1,000万円の判定は原則として税抜処理を行った金額によりますが、免税事業者の売上げには消費税相当額が含まれていませんので基準期間が免税事業者の場合、その売上げがそのまま課税売上高となります（税抜処理しない）。
- ③ 課税事業者選択届出書を提出されている方

■ 消費税の納税額の計算方法

一般的な消費税納税額の計算方法

$$\begin{array}{l} \text{国税の消費税} \\ \text{納税額} \end{array} = \begin{array}{l} \text{課税期間中の課税売上げ} \\ \text{に係る消費税額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{課税期間中の課税仕入れに} \\ \text{係る消費税額} \end{array}$$

簡易課税制度を適用した場合の消費税納税額の計算方法

簡易課税制度を選択している場合は、事業区分に応じた「みなし仕入率」(※)で計算します。
(注)複数の事業を営む事業者は、課税売上高を事業ごとに区分することで、別途特例の計算をすることが可能です。

$$\begin{array}{l} \text{国税の消費税} \\ \text{納税額} \end{array} = \begin{array}{l} \text{課税期間中の課税売上げ} \\ \text{に係る消費税額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{課税期間中の課税売上げ} \\ \text{に係る消費税額} \end{array} \times \text{みなし仕入率}$$

※みなし仕入率は、第1種事業90%、第2種事業80%、第3種事業70%、第4種事業60%、第5種事業50%、第6種事業40%となっています。

2割特例を適用した消費税納税額の計算方法

インボイス制度を機に、免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者になった方のうち一定の要件を満たす方については、売上税額の2割を納税額とすることができます。

$$\begin{array}{l} \text{国税の消費税} \\ \text{納税額} \end{array} = \begin{array}{l} \text{課税期間中の課税売上げ} \\ \text{に係る消費税額} \end{array} \times 20\%$$

■ 地方消費税の納税額の計算方法

国税の消費税納税額を基に地方消費税の納税額を計算します。

税率6.24%、7.8%適用分

$$\text{地方消費税の納税額} = \text{国税の消費税納税額} \times 22/78$$

仕入税額控除の適用について

課税事業者の方は、仕入税額控除の適用を受けるためには、一定の事項を記載した帳簿及び適格請求書（インボイス）等の保存が必要となりますが、インボイス制度開始から一定期間は、適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れであっても、仕入税額相当額の一定割合（80%・50%）を仕入税額とみなして控除できる経過措置が設けられています。なお、この経過措置の適用を受けるためには、必要事項が記載された帳簿及び請求書等の保存が要件となります。

インボイス発行事業者になられた方へ

- ◆インボイス登録を契機に課税事業者となった場合は、消費税の申告・納付が必要です。
- ◆所得税で振替納税を利用されていても、消費税の振替納税の届出が未了の場合は、新たに届出が必要ですのでご注意ください。
- ◆令和5年分の消費税の申告・納付期限は、令和6年4月1日(月)です。
- ◆消費税の確定申告についても、確定申告書等作成コーナーが大変便利です。
- ◆上京納税協会が主催する地区相談会のほか、3月18日(月)から4月1日(月)の間、上京税務署大会議室において、相談会場を開設します。(土・日・祝日を除く。)



令和5年分の確定申告で納付となった方へ

○ 令和5年分の申告期限（納期限）と振替日は次のとおりです。

	納 期 限	振 替 日 (振替納税をご利用の方)
申告所得税及び 復興特別所得税	令和6年 3月15日(金)	令和6年 4月23日(火)
消費税及び 地方消費税 (個人事業者)	令和6年 4月1日(月)	令和6年 4月30日(火)

納税は簡単・便利な **振替納税(口座振替)**で!

- 振替日に預貯金口座からの引落しにより、自動的に納付ができます。
- 現金を持参する必要がなく安全です。
- 一度手続をすれば、翌年以降も継続して利用できます。

振替納税の利用手続きは・・・

- 「振替依頼書」を納期限までに送信するだけです(初回のみ)。
- 振替依頼書は、スマホやパソコンからオンラインで送信できます。



スマホからの提出はこちら

入力要領はこちら



- ※ パソコンでの提出は、<https://www.e-tax.nta.go.jp> からアクセスできます。
- ※ 管轄税務署に、書面で提出することも可能です(金融機関届出印の押印が必要です)。

- その他の納付方法は、国税庁ホームページの「**国税の納付手続**」をご覧ください。



Business Guard



AIG 損保

企業防衛・福利厚生目的に納税協会のビジネスガードシリーズ

会員企業をサポートする
AIG 損保のリスクソリューション



政府労災の上乗せ補償	ハイパー任意労災 (業務災害総合保険)
会社で入る医療補償	ハイパーメディカル (業務災害総合保険・メディカル特約)
初期のご相談から賠償金対応まで。 労務・雇用トラブルに備える	スマートプロテクト (総合事業者保険)
地域社会に貢献する	ビジネスガードAUTO (納税協会の自動車保険)
企業向け第三者賠償責任保険	オールスターズ ALL STARS (事業賠償・費用総合保険)
火災と地震災害に備える	プロパティガード+企業地震保険 (企業財産保険+財物損害補償特約+地震・噴火危険補償特約等)
個人情報情報の漏えい事故対策 マイナンバー対応	情報漏えいガード (個人情報漏洩保険)
役員個人を取り巻く 各種訴訟リスクに備える	MRP保険 (マネジメントリスクプロテクション保険)
海外進出企業向けサポートプラン	ワールドリスク ワールドリスク

AIG 損害保険株式会社

URL:<https://www.aig.co.jp/sonpo>

お問合せ先

京都支店

〒600-8372 京都市下京区五条通大宮南門前町480番

TEL.075-371-2111 FAX.075-341-4380

午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

この広告は保険の概要をご説明したものです。「企業地震保険」につきましては建物の構造や建物が建築された時期および所在地等によってはお引き受けができない場合がありますのであらかじめご了承ください。2022年2月時点の内容です。(22-073004)

納税協会福祉制度のメリットをご存じですか？

現在、個別扱にて、アフラックの保険(※1)にご契約の方は、
保険料が割安な納税協会扱(以下、集団扱)へ変更ができます！

例えば、40歳の時に
ご契約したスーパーがん保険(※2)を
この機会に集団扱にすると(※3)...



保障はそのまま!

集団扱

月払

4,480円

月々300円割安!

年間では3,600円もお得!

集団扱への
変更は
早い方がお得!

お手続きは簡単です!

(※1)対象となる保険種類は、がん保険、医療保険、就労所得保障保険、しっかり頼れる介護保険、GIFT、定期保険が対象です。

(※2)くすでにご契約のがん保険の例>スーパーがん保険(1口) 保険料払込期間:終身 契約年齢40歳/主たる被保険者が男性の場合/契約種類:家族契約

(※3)あくまでも、一例であり、必ずしも記載の例と同等の保険料が適用されるわけではありません。(ご契約いただいた時期や、ご契約いただいている保険商品によって異なります)

2022年12月現在

今すぐ、下記までお問い合わせください!

Aflac アフラック 京都支社

〒600-8008 京都府京都市下京区四条通烏丸東入ル
長刀鉾町8 京都三井ビル6階

納税協会用フリーダイヤル

0120-876-505

シンカする 大同生命。

大同生命は今や“万一のとき”の
生命保険ではありません。
これまでの保険を深化させて、病気・ケガによる
離職・リタイアリスクなど、企業経営者が
働けなくなったときまでサポートする
「トータルな保障」を提供。
さらに、生命保険の枠にとられない新化で、
医療用ロボットによる難病治療のための保障や
中小企業の「健康経営[®]」などを総合的に支援。
生命保険を深く、新しく、シンカさせることで、
大同生命の真価を発揮していきます。
すべては、中小企業のみなさまのために。

トータルな
企業保障

HAL
プラス特約^{*}

経営者個人
の保障

中小企業向け
サービス

※正式名称：無配当ロボットスーツ歩行運動処置給付特約【特定難病用・保険料不要型】
京都支社/京都府京都市中京区烏丸通三条下ル饅頭屋町595-3(大同生命京都ビル4F) TEL 075-231-5341

DAIDO 大同生命保険株式会社